

ジェームズ・ミルの『英領 インド史』について

——第二卷「社會の階級と區分」・「政治
形態」を中心として——

桶 舎 典 男

「今に至るに自己の意見をつくりあげる道行にある青年が最大の利益を享け得る書物の一つだと思つている。」とその子ジョン・ステュアート・ミル(John Stuart Mill, 1806—1873)が敬意と誇りとを禁じえなかつた父ジェームズ・ミル(James Mill, 1773—1836)の『英領インド史』(*The History of British India*, 3 vols. in 4to with two maps, London, Baldwin, Cradock and Joy, 1817; Fifth Edition with Notes and Continuation, by HORACE HAYMAN WILSON, M. A., F. R. S. Ten Volumes, London, James Madden, 8 Leadenhall Street, Piper, Stephenson and Spence, M. DCCC. LVIII.)は一八〇五年の暮から一八一八年までの十二年の歲月にわたる驚嘆すべき努力の結晶であることは普く知られていても、それが書かれた動機、その内容、それに對する評價、それ

研究ノート

が持つ意義については從來餘り顧みられるところになかった。『英領インド史』はインドに關する體系的な最初の著述である。これはイギリス商業資本のインド支配の敘述であるのみならず、インドの社會・政治・法律・租税・宗教・慣習・文學・藝術に關する歴史である。その歴史は、「インドの側ではその社會と文明に對して、英國の側ではその制度や行政に對して下している批判と考察」であつて、「著者及び著者が有力な使徒となつてゐる學派——ペンタム主義者(筆者註)——獨特の意見である點で注目すべきものがある。」他人によつて「容易に凌駕されるべくもない努力と忍耐とをもつて」體系化されたこの「批判的な歴史」(a critical history)は「先行のいかなる研究者よりもはるかに充分かつ完全な状態——と私(原著者)は信じてゐる——においてインドの歴史の資料を座右に置きながら、自らの判断に基いて考え出した方針に従つて」書かれたものである。「これは私(原著者)の考えが他のすべての人の考えよりも勝れてゐると、私(原著者)が勝手にきめてのことではなく、凡そ誠實かつ眞剣に眞理を追求する場合には次の嚴正な原則を守らなければならないからである。すなわち眞實のためには、自分で正しいと心から納得するまではいかなる人の意見にも譲らうとしないし、ましてやそれが正しくないことが確信されればどんな人の意見にも同調することはないといふことである。」この是々非々の原則によつて書かれた『英領インド史』には息子ジョンの言葉を籍りれば、「當時過激と目せられてい

た民主的急進主義者 (a democratic radicalist) の意見を判断の様式が横溢していた」ことは申すまでもない。¹⁰⁾

ジェームズ・ミルはイギリスの産業革命とともに成長した。この期に國內では商業資本家に替って産業資本家が擡頭してきたことは、インドをして従来の商業資本の要求する原料——香料・調味料・貴金屬——の供給國の立場に、更に棉花や麻等の紡績原料を供給する任務を附加し、併せて機械生産物の市場としての役割を要求するに至った。このイギリス資本主義の生産過程にインドを導入しようとする試みと同時に、注目すべきは七年戦役・ナポレオン戦争によって招來された東インド會社の土地支配の問題である。このような一連の動きに應じて、インド問題——なかんずくその土地支配の問題——は當時の論壇を賑わしたのであるが、新時代を背景として登場したジェームズ・ミルの上にこの問題がどのように作用するか。經濟學史的興味深きものがある。「リカアドウ經濟學の祖述者」といわれてきた著者の全貌を明らかにするためにこの書物の再検討は決して無意味なものではなからう。

そこで先ず私が考えたいことは、この書がインド研究史において占める地位である。従來「歴史なきインド」なるものの實態は外國人によって紹介されてきたのであるが、今日われわれがインド古代の社會及びその文化を、西歐の先驅的研究を手懸りとして一應これに依存しつつも、そこにはやはり何かしつくりしないものを感じることを告白せざるを得ない。かれらの思

想、かれらの代表する西歐社會のインドに對する關心の吟味が必要とされるゆえんである。「イギリス社會に享け入れられたインドの知識は非常に缺陷のあるものであった」かどうかはさて置き、イギリスの政治的なインド支配とインド個々の文化との接觸は私の抑え難き好奇心をそそる問題である。

- 1 *Autobiography*, by John Stuart Mill, with an Appendix of Hitherto unpublished Speeches and a Preface by Harold J. Laski. (THE WORLD'S CLASSICS CLXII) 1924, London, p. 21. 西本五美譯『ミル自傳』岩波文庫三九二—三九四、四五頁。

2 この第五版全十卷のうち、第六卷まではジェームズ・ミルの作。第七卷から第九卷まではウイムレンの *The History of British India*. From 1805 to 1835 第十卷は Index である。

- 3 James Mill, *The History of British India*, fifth edition, London, 1858, p. xvi; Alexander Bain, *James Mill*. A Biography. London 1882, p. 158

- 4 John Stuart Mill, *ibid.*, p. 20 『前掲書』四四頁
- 5 James Mill, *ibid.*, Preface of the Editor, p. vi
- 6 James Mill, *ibid.*, p. xxxi
- 7 James Mill, *ibid.*, p. xvii
- 8 James Mill, *ibid.*, p. xxxii
- 9 James Mill, *ibid.*, p. xxxiii

- 10 J. S. Mill, *ibid.*, p. 21 西本譯『前掲書』四五頁
 11 Eliot, *Hinduism and Buddhism*, vol. I, p. 89.
 12 James Mill, *ibid.*, p. xix

二

ミルによれば、インドのカースト制度と國王專制の政治形態とは、社會の極く初期の發展過程において共存するものである。

「いかなる社會にもその時代の最高の理念を把え、そしてその理念が周圍の事情によって妨げられない限り、社會の進歩を促すことのできる崇高な精神が存在する。古代國民の記録からみると、その智慧と徳とをもって輝しい權威を身にそなえたある個人が現われて、政治と法律の體系を未開人の間に確立するという顯著な業績を遂行する事情をわれわれに提供してくれるのである。」この「進歩と改善の氣概にみちた偉人」にとつては、自分の存在と行動とを「神格と神託」とに擬することが迷信的な未開社會の人々に對して一般に「最も効果のある手段」とされていた。「インドの神政を設立した人々のように、神の威光にその淵源を求めた法律や規則を有した人間は人類のいづくにも存在しない。」ここでは「社會の統治計畫、人間や事物の權利、或いは人間の一生や家庭生活の慣習・豫定・態度までもが神の指圖のままに確立されたのである。」ミルによれば、インドのカースト制度はかかる發展の段階にある社會の典型であ

る。「遊牧状態にある時代、人は階級的な區別を知らなかった。各個人は手を飼ひ、各家庭は自ら必要とする物を自ら蓄えた。一層安全でしてはるかに豊かな生活を営むことのできる土地の耕作が一般の注意をひくようになると、このような各種の労働を一手に擔うことは直ちに不便に感ぜられるようになった。

……こういう時に社會の進歩を促すようなすぐれた人間が現れたのである。分業 (a division of employments) が人々に利益を與えることを知って、かれは進歩を妨げる障礙をより速かに除去すべく、自ら神格を裝つて成文法を制定し、天の庇護のもとに人間の階級化と職業の分離を確立したのである。」かくしてカーストの階級化は「最初の最も單純な労働と雇傭の分化であつて、」すべての人間を四つのカーストに分けること、すなわち四種の職業に分類する」ということは、社會の最初の、且つ、最も單純な發展段階を示すものであつた。

ここでは、ブラーマン・クシャトリア・ザアイシヤ・シュウドラの順に従つて、身分の上下の差がはっきりと分れている。『マヌ法典』のカーストに關する規定を數多く引用して、ミルは「ブラーマンと他の人々の間には、神とブラーマンの間にあるようなへだたりが存在した」と述べている。同時に、「ブラーマンが他の人類の上にあつたように、クシャトリアは下のカーストの者よりもはるかに高い地位を占めていた。インド人の間においては、位階の高さは無用の形式ではなかつた。最も重要な利益がそれに附隨していたのである。」すなわち「ブラー

マンの司祭は最も未開な社會にみられる特色であつて、人々から常に、最も重要な存在として認められていたのである。人間が財産を所有し、土地を耕作するようになると、防衛の必要が強く意識されて、農耕者や武士のカーストがつけ加えられた。従つて、ミルによれば、ブラーマンの權威は未開社會に共通する産物であり、クシャトリヤの權威は農耕社會特有の現象であつて、カースト制度とはこの二つの折衷形態であつたのである。

クシャトリヤの權威が、ブラーマンの權威に對して、いかなる關係において成立しているか。この政治形態は、階級と職業の分化について、人間の幸・不幸を決定する條件である。インドにおける王の威力は『マヌの法典』にみられるように、「それ以上の榮譽や權威やが、考へることも望むこともできない」ほど大きなものである。この支配權力が實際に統治する「仕組はアジアの君主國一般に保存されているのと似ていて、非常に單純かつ原始的な形態である。」¹⁰ここでは、王が統治する場合、所領をいくつかに細分し、それぞれの地域に代理人を任命する。代理人は地域が廣大で自ら管轄し切れない場合には、更に自分の代理人をその配下に任命する。命令系統はこのように重疊的にきめられているのであるが、「これらのうち最下位にあるのが一町の長、次が十町の長、第三が二十町の長、第四が百町の長、そして最高の國王代理が百町の長である。各首長は自分より上の地位にある者に對しては從屬する義務を有し、下の地位

にある者に對しては無限の權力を行使する。」¹¹王は「密使を用いてかれらの行動を完全に把握する」必要がある。ヨーロッパの一層發達した政府 (the more skilful government) において、役人が個々の職掌において特定の義務を行うように任命され、それらが政府の長を中心として複雑かつ精巧な機械のように組合さつてゐるのは異つて、未開のアジヤの住民の間では、このような土地の分轄統治以外に、「國王にとつていかなる方法も考案され得なかつた」のである。¹²

ところが、インドではカースト制度、なにかんづく優力なブラーマンの權威と比べて王の統治權がどれほど大きかつたかについては、一考を要する問題である。すなわち、ブラーマンは聖典を解釋する特權を有し、従つて神政下の立法權を掌握している。立法權がブラーマンに掌握されていることは、その解釋の枠内で裁判を行わなければならない王にとっては、表向きは最高の裁判官のように見えても、實質的にはその司法權も限定されているわけである。法律をつくつて王にも遵守を求め、そしてその行動を監視する司法權をも有するブラーマンは、當然王の行爲の主體である。このように立法權・司法權・行政權の大部分、を合せない「王はブラーマンの小手先以上のものではない」¹³筈である。ところが、インドの古典の記述にみられる國王の支配についてのこういう印象をミルは言下に否定している。何故ならば國王は軍隊の長・歳入 (public revenue) の主體であつて、兵力と財政を支配する。かれは「貢物と援助を與

えることによつて「立法権・司法権、及び行政権の大部分をもつ」ブラーメンに凌駕している」からである。兵力と歳入を保持しながら何故立法権・司法権・行政権を掌握できないのか。兵力と歳入の維持が何故これら三権よりも優越できるのか。ミルの論證甚だ不十分である。かれは僅かに脚註を附している。曰く。「ジュニム (Hume)、ブラックストーン (Blackstone)、ペイリー (Paley) の三人の偉大な著者が、イングランドの王権の勢力について考察している所を見よ。又同じ問題についてボリングブルック卿 (Lord Bolingbroke) がかれの *Dissertation on Parties* の中で觀察している所も併せて見よ。」(傍點筆者)と。まことに意味深き註釋と云わねばならぬ。マジアの政治が専制的であるとは、モンテスキュー (Charles de Secondat de la Brède, baron de Montesquieu, 1689—1755.) 以降の啓蒙思想のマジア観であることは普く知られてゐるが、ミルのインド政治論は「マジアの様式 (Asiatic Model) やながらの専制君主制」に集約される。フーガソン (Adam Ferguson, 1723—1816.) の影響を享けること大きかつたジェームズ・ミルが、かれの『市民社會史』 *An Essay on the History of Civil Society*, 1767. を通じて、この時代の風潮を腹一ぱり吸込んで、そのマジア社會観においても、影響される所尠くなかつたと思ふのは故なきことではない。われわれはここに、ミルの『英領インド史』著述の有力な理由の一つを知ることが出来るのである。

研究ノート

- 1 James Mill, *ibid.*, Book II, chap. ii, p. 124.
- 2 James Mill, *ibid.*, fp. 124.
- 3 James Mill, *ibid.*, p. 125.
- 4 James Mill, *ibid.*, p. 126.
- 5 インド古代の法典。紀元前二世紀から紀元後二世紀の間に成立したといわれる。「特定の國民がその實際生活の要求に應じ、實社會の安寧秩序の爲に作成した法典と異り、漠然たる理想的規定と慣習法を混淆し、民法・刑法に關する重要な條文も、日常瑣末な過失に對する贖罪方法も、あつて天地開闢以來の永遠法として表現され、時には作者の蘊蓄を誇示するに止まるとさえ思われる。従つてこの法典を通じて現實社會の息吹に觸れようとする者は失望する。また互に矛盾する規定が並存し、立法者の意圖がいさぐちあるか了解に苦しむことも少くないが、既に空文化した規定、特定の學派或は地域にのみ行われた慣習を列擧し、その區別を明示しなかつた不用意に起因すると思われる。」(辻直四郎—田邊繁子譯『マヌの法典』岩波文庫昭和二十八年、あとがき、三七九頁)この法典は十八世紀末葉に始めて英譯されイギリスのインド統治上その裁判に資する所少くなかつた。ミルの利用した英譯は *Institutes of Hindu Law; or the Ordinances of Menu*, according to the gloss of Culluca..... verbally translated from the original Sanskrit, by William Jones, Calcutta, 1794. p. 488.

- A Digest of Hindu Law on Contracts and Successions with a Commentary by Jagannatha Teraapanchanama, translated from the Original Sanskrit by H. T. Colebrook, Esquire, 3 vols. 1801. の中から適當な引用がある。
- 6 James Mill, *ibid.* p. 129.
- 7 James Mill, *ibid.* p. 134.
- 8 James Mill, *ibid.* p. 126.
- 9 James Mill, *ibid.* p. 141.
- 10 James Mill, *ibid.* p. 142.
- 11 James Mill, *ibid.* p. 143. *Laws of Menu*, ch. vii: 115—117.
- 12 James Mill, *ibid.* p. 144. *Laws of Menu*, ch. vii, 124.
- 13 James Mill, *ibid.* p. 142.
- 14 James Mill, *ibid.* p. 152.
- 15 James Mill, *ibid.* p. 154.
- 16 *L'Esprit des Lois*, 1748. モンテスキエウ『法の精神』
- 1 隈崎渡譯「春秋社」昭和二十三年「第八篇第廿一章」支那の帝國に於て」の中で「支那は従つて専制國家であり、その原理は恐怖である。」(二〇六頁)とのべている。
- 第五篇第十四章「法は専制政體の原理と如何に關係するか」同第十七章「贈物に於て」等の中で *Recueil des voyes qui servent à l'établissement de la Compagnie des Indes* に基くインド論もみられる。

- 17 James Mill, *ibid.* p. 141.
- 18 ショームズ・ミルがマンチェスター大學に在學中、一七九四年から九六年の間に「神學圖書館」から借りた書物のリストの中にフーガソンの名は五度現れている。うす二回はかれの『市民社會史』である。(Alexander Bain, *ibid.* pp. 19.) またミルの『英領インド史』の中で David Hume, *History of England during the Reigns of James I and Charles I.* 1754 ff.; William Robertson, *History of Ame rica*, 1777; William Blackstone, *Commentaries of Laws of England.*; William Paley, *The Principles of Moral and Political Philosophy*. 1785 等進歩の歴史觀を抱いた人たちがしばしば引用をせつゝる。

三

ミルが『英領インド史』第二卷・第三章「政治形態論」において明らかにしようとした、かれのいわゆる「アジアの様式」なるものが、いかなる視點から取あげられたものか、以上によつて明らかにされたのであるが、何故かれをして特にインド研究に立入らせるに至ったかについては、自ら別個の理由があると思う。このことの理解のために、當時のイギリスのインド統治の事情について簡単に觸れておきたい。ミルがこの書物を書き始めた時代、イギリスは内には産業革命が進み、産業資本が徐々にその力を増すと同時に、外に對してはナポレオン戦争の

渦中にあった。この内外にわたる政治的・経済的な大きな胎動は、従來のイギリスとインドとの關係を一變するに至った。先きに七年戰役(一七五六—一七六三年)においてフランス及びその同盟軍であるベンゴール藩王軍を五七年(Plasseyの森の戰)から六四年(Buxarの戰)にかけて破ったイギリス東インド會社は、六五年、ムガルル帝よりベンゴール・オリッサ・ビハールの Diwan(民政の實權者)を正式に授與されるに及んで、實質的な土地所有者として登場するに至った。一方當時勢力を増大しつつあった國內の産業資本家たちは、八四年 Pitts India Act を發布し、これにより Board of Control を内閣に設置し、會社の Court of Directors を通じてインドを監督するようになった。更に、フランス革命・ナポレオン戰等によって大陸市場を喪失したイギリスは、インドを新しい産業資本の市場たらしむべく、一七九三年の Charter Act により積極的工作をするようになった。この條令の一環として行われたのが、コーンウォリス卿(Charles Cornwallis, 1738—1805)の「Proclamation」に基づく「永久查定」(Permanent Zamindari Settlement)である。これは Zamindar に十年間の土地所有を認め、これを近代的なイギリスの地主のように仕立てることによって、土地の開墾と地租の徴收をはかったのである。この結果は私有の觀念を生來身につけていたイギリス人の眼からすれば、不可解なものがあつたであらうし、又共有によって従來土地を保護されてきたインド人の側からすれば苛酷なものであ

つたのであらう。ともあれコーンウォリスの期待はあえなく崩れざるを得なかつた。かくてインドの土地支配の問題は、勢いイギリス人の注目的的とならざるを得なくなつたのである。ミルの時代には土地所有に關する實態調査が斷片的に行われている程度であつて、文字通りトライアル・アンド・エラーによる植民政策の繰返しであつた。ミルの利用している當時の資料としては、Francis Buchanan, *Tourney through Mysore and Southern India*, London, 1807.; *Fifth Report of the Select Committee of the House of Commons*, 1812; Mark Wilks, *Historical Sketches of the South of India*, 3 vols., London, 1810—17; Mountstuart Elphinstone, *Report on the Territories conquered from the Peshwa*, 1818; John Malcolm, *A Memoir of Central India, including Malwa and adjoining Provinces*, 1824; リチャード・シーモンス(Richard Jones, 1790—1855)の *ryot rents* の分析のため有力な資料を提供した James Tod, *Annals and Antiquities of Rajastham, on the Central and Western Rajpoot States of India*, London, 1829 等によつて實態が明らかとされるのは、『英領インド史』より後のことである。このような事情のもとでミルがいち早くこの問題を取りあげたことは注目すべきことである。インド「古典」の記録をその解釋の手懸りとしたために、——ミルを含めて、『マヌ法典』が特に翻譯され、利用されるに至つたのか、そしてこの法典がミルによつていかに處理

されているか、は私の興味を誘う問題であるが、——かれの導きだした結論、すなわち國王—中間的支配者(町の首長)—耕作者という構造的把握に自ら眼界があることはやむをえない。かれ自身もこの土地支配の形態を目して「もしそれが國王の所有でないとなれば、誰の所有にもならないような所有形態」という、疑問を告白せざるをえなかったのである。それにしても、かれの『英領インド』史は當時のイギリス人のインド觀及び歴史觀の代表である。古典派經濟學に占めるこの書物の地位、その後のインド研究に果すその先驅的役割を考えると、『英領インド史』の再検討は經濟學史におけるジェームズ・ミルの地位を明らかにするのみならず、從來のインド學再検討の機會を提供するという意味において、充分意義のあることと云わねばならない。

- 1 リチャード・ジョーンズ『地代論』下、鈴木鶴一郎譯、岩波文庫、昭和二十六年、第七章農業者地代、一四七頁。附録註八、一八九—一九四頁、二〇〇—二〇四頁参照。
- 2 James Mill, *ibid.* p. 216.

〔附記〕豫定として第十五章「租稅」論も同時に論じたかったのであるが、紙数の都合で削除せざるを得なかった。従ってミルの土地所有については、更に論議が進められねばならない。お断りして置きたい。(桶倉)

(七六頁より)

- (6) Christ, C., "A Test of an Econometric Model for the United States," Conference on Business Cycles, NBER, New York, 1951. その経過の概略についてはまたくしの書評(一橋論叢昭和二十九年八月號所收)を参照。
- (11) Morgenstern, O., *On the Accuracy of Economic Observations*, Princeton, 1950, p. 44.